

「ネクストウィル・タックスレビュー」では、毎月 1 回、法人税、所得税、相続税等の税務情報を配信させていただきます。特に税制改正等の注目度の高い税務については、なるべく早く取り上げていきたいと思っております。ご自分が税務でお悩みの方はもとより、日頃から税務でお悩みの方と接する機会が多い、弁護士、司法書士、不動産鑑定士、社会保険労務士等の士業の先生方、不動産関連業界及び金融機関の方々などのクライアントサービスに役立つ情報の配信を心がけております。ぜひご利用ください。

－ 国外財産調書の提出制度のポイント －

平成 24 年度税制改正において創設された国外財産調書の提出制度が、平成 25 年 12 月 31 日における国外財産に対して適用が開始されます。当該制度適用を前に、国税庁から「国外財産調書の提出制度(FAQ)」が平成 25 年 11 月 15 日に公表されました。そこで今回のタックスレビューでは、国税庁から公表された「国外財産調書の提出制度(FAQ)」をもとに国外財産調書の概要、提出にあたってのポイントを紹介していきたいと思っております。

また、現在平成 26 年度税制改正大綱の取りまとめ作業が進められているため、改正の動向をご紹介したいと思います。

1. 国外財産調書の提出制度

(1) 制度概要

当該制度は平成 24 年度税制改正により導入され、一定の個人(居住者)に対しその年の 12 月 31 日において、5,000 万円を超える国外財産を保有している場合に、翌年の 3 月 15 日までに当該国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を所轄税務署長に提出する制度です。

(2) 国外財産調書の提出対象者及び提出先

国外財産調書の提出が必要となる個人は、その年の 12 月 31 日において、保有している国外財産の価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産を所有する「非永住者以外の居住者」になります。ここでいう「居住者」は「所得税法上の居住者」であり、「居住者」であるかどうかの判定は、その年の 12 月 31 日の現況により判定することになります。

国外財産調書の提出先は、所得税の確定申告をする必要がある個人は、その納税地を所轄する税務署長に、所得税の確定申告をする必要がない個人は、住所地を所轄する税務署長に提出することになります。

(3) 国外財産の所在の判定

国外財産調書の対象となる「国外財産」とは、「国外にある財産をいう」とこととされており、その判定については、財産の所在について規定している相続税法第 10 条等によることとなります。

相続税法第 10 条等が規定している社債、株式等の有価証券等、預貯金、不動産及び貸付金についての「国外判定」については下記のとおりです。

▶ 社債、株式等の有価証券等の判定

社債、株式等の有価証券等については、金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿に記載等がある場合、その有価証券等の所在については、その口座が開設された金融商品取引業者等の営業所の所在地で判定します。そのため、国内金融機関の口座で管理する国内及び外国有価証券等については国外財産に該当しませんが、国外金融機関で管理する国内及び外国有価証券等は国外財産に該当することになります。

【有価証券等に係る所在判定】

	国内有価証券等(※1)	外国有価証券等(※2)
国内金融機関の口座で管理(※3)	対象外	対象外
国外金融機関の口座で管理(※4)	対象	対象
上記以外	対象外	対象

(※1)「国内有価証券等」とは、本店又は主たる事務所が国内に所在する法人が発行する有価証券をいいます。

(※2)「外国有価証券等」とは、本店又は主たる事務所が国外に所在する法人が発行する有価証券をいいます。

(※3)「国内金融機関の口座」とは、国内にある金融商品取引業者等の営業所等に開設した口座をいいます。

(※4)「国外金融機関の口座」とは、国外にある金融商品取引業者等の営業所等に開設した口座をいいます。

➤ 預貯金の判定

金融機関に預入れている預貯金が「国外にあるか」どうかについては、円建て、外貨建てであるかを問わず、その預金等の受入れをした金融機関の営業所又は事業所の所在地で判定します。そのため、国内に本店のある銀行の国内支店に外貨預金口座を開設している場合には、国外財産調書の対象にはなりません。

➤ 不動産の判定

保有不動産については、その不動産の所在地により「国外にあるか」どうかを判定します。国内の事業者を通じて国外に不動産を購入した場合は、当該不動産は国外に所在することから国外財産調書の対象になります。

➤ 貸付金の判定

貸付金(貸付金債権)が「国外にあるか」どうかについては、その貸付金の債務者の所在地により判定します。そのため、国外に設立した法人(本店所在地国外)に対して、事業運転資金として金銭を貸し付けている場合、当該法人の本店所在地が国外にあるため、当該貸付金(貸付金債権)は国外財産調書の対象になります。

(4) 国外財産価額の評価

国外財産調書に記載する国外財産の価額は、その年の 12 月 31 日における「時価」又は「見積価額」になります。

「国外財産調書の提出制度(FAQ)」では国外財産の種類ごとに見積価額の算定方法が記載されています。現金及び預貯金はその年の 12 月 31 日における残高が見積価額になりますが、貸付金及び未収入金の見積価額はその年の 12 月 31 日における貸付金及び未収入金の元本の額とされ、外国生命保険会社の生命保険の価額については、その年の 12 月 31 日にその生命保険契約を解約した場合の解約返戻金の額をその財産の価額として差し支えないとされました。

また、国外財産調書に記載する国外財産が共有財産である場合で、持分が定まっている場合には、その財産の価額をその共有者の持分に応じて按分した価額を算定します。一方、持分が定まっていない場合(持分が明らかでない場合を含む。)には、その財産の価額を各共有者の持分は相等しいものと推定し、その推定した持分に応じて按分した価額を算定することになります。

国外財産調書制度は記載内容が細かく規定されているうえ、提出期限内の不提出については、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科されるため注意が必要です(罰則規定については、平成 27 年 1 月 1 日以後に提出すべき国外調書に係る違反行為について適用されます)。

2. 平成 26 年度税制改正動向

政府税制調査会による平成 26 年度の税制改正大綱が近々公表される予定です。税制改正大綱が公表され次第、改正内容について取り上げていく予定ですが、今回のタックスレビューでは、現在議論されている改正案の一部についてご紹介したいと思います。

【所得税】

➤ 給与所得控除の縮小

現行制度の給与所得控除額の上限は、給与収入金額が 1,500 万円超の場合に 245 万円一律控除される規定となっていますが、改正案では、給与収入金額が 1,200 万円超の場合に一律 230 万円控除とする案が検討されています。

➤ 生活に通常必要でない資産の範囲の拡充

譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することが出来ない生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権等)を追加する案が検討されています。そのため、ゴルフ会員権等を売却し損失(譲渡損失)が生じた場合に、現行制度では他の所得からゴルフ会員権等の売却に係る譲渡損失相当額を控除することが可能でしたが、改正案では控除が出来ないことになる見込みです。

【法人税】

➤ 交際費課税

現行制度では資本金 1 億円超の大企業における交際費課税の取り扱いについて、全額損金不算入となっていますが、改正案では、大企業による交際費の支出を促す観点から、支出した交際費の 50%までを損金算入とする案が検討されています。

➤ その他

法人税の実効税率の引き下げについては、「長期的に検討」する課題として位置付け、今回の税制改正では見送られる見込みです。

【消費税】

➤ 今後の消費税率の引き上げに伴い消費の低迷が懸念されていることから、生活必需品等の消費税率を低くする軽減税率の導入が検討されています。導入時期については、明記しない方向で調整している模様です。

ネクストウィル・タックスレビュー Vol.38

発行日:平成 25 年 12 月 10 日(毎月 10 日発行)

発行者:ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

住所:107-0052 東京都港区赤坂 7 丁目 9 番 4 号赤坂 Vetro 3 階 電話:03-3568-1977 / FAX:03-3568-1979



上記の内容に係らず、会計・税務に関する疑問点、不明点等がありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

【参考文献】

- 国外財産調書の提出制度(FAQ)
- 「税務通信」 3288 号

【連絡先】

ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

電話:03-3568-1977 FAX:03-3568-1979 E-mail: info@nextwill.co.jp

担当者: パートナー 西田 誠 / マネージャー 武山 洋介

【事業概要】

- 法人アドバイザー事業
法人税務顧問サービス、社外 CFO サービス、記帳代行/事務代行サービス
- 個人アドバイザー事業
所得税・相続税・贈与税等の税務申告サービス、相続・事業承継対策サービス
- 財務アドバイザー事業
M&A アドバイザー業務、財務デューデリジェンス業務
企業価値評価業務、事業再生支援業務